

居宅サービス計画に医療系サービス等を位置付ける場合の 手順及び留意事項について

居宅サービス利用者が医療系サービス等の利用を希望する場合、

- ①本人又は家族が主治医に相談する
- ②①が難しい場合、ケアマネジャーが受診時同行して主治医に相談する

例 介護保険更新・区分変更
訪問看護（リハ）利用
訪問薬剤管理指導（居宅
療養管理指導）等

原則対面で依頼
（必要時、大和市内医療機関等情
報一覧 主治医・ケアマネジャー
連絡票を利用してください）

主治医の指示を確認する

- ①本人又は家族からケアマネジャーへ報告し、ケアマネジャーが関係機関に連絡する
- ②受診時同行したケアマネジャーが関係機関に連絡する

関係機関から主治医へ連絡し、調整後サービス開始

【連携のための留意事項】

- ①書類作成等依頼時のみでなく、日頃から主治医とは情報提供、情報共有し連携を深めることが大切です。
- ②同行受診を含め医療機関へ訪問する時は、事前に訪問日時の調整を行きましょう。
（大和市内医療機関等情報一覧 各医療機関の医師との連絡方法を参考にしてください）
- ③関係機関からの問い合わせのため、担当者不在時の体制を整備しておきましょう。
- ④職種や職場が異なれば、仕事内容や立場も違います。お互いが思いやりをもち、丁寧な対応を心がけましょう。